

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

富里市は、昭和40年代の成田国際空港の建設や東関東自動車道富里インターチェンジの開通などにより、都市化の影響を大きく受け、空港関連企業や都心で働く人々のベッドタウンとしての位置付けを持つことにより、人口が急増した。

一方、近年、少子高齢化問題や、労働者の世代交代、省資源化やリサイクルなど環境問題への関心の高まり、情報通信技術の進歩など、地域経済を取り巻く社会情勢は大きな転換期にある。

富里市の中小企業者の約9割が小規模事業者で、企業経営者は高齢化や人手不足という問題を抱えている。人手不足の問題では、特に小規模事業者で従業員数が減少しており、人材確保、人材育成が難しい状況である。

また、富里市は、市内で稼ぐ力よりも、市外で稼ぐ力が高い構造となっていることから、労働力が流出している状況である。

(2) 目標

富里市は、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進していくことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図りたいと考えている。

これを実現するため、計画期間中に6件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

富里市の産業は、食料品業、運輸業、ゴム製品業など多岐にわたることから、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用拡大等の観点から、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

富里市の産業は、食料品業、運輸業、ゴム製品業など広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は、富里市の全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

富里市の産業は、食料品業、運輸業、ゴム製品業など多岐にわたることから、広く事業者の生産性向上を実現するため、全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（国が同意した日から令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税を滞納している者は、対象としない。